

- 1 会議名 議会基本条検証特別委員会
- 2 日時 平成30年4月11日(水)
開会 午後1時57分 閉会 午後3時
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 6 委員長あいさつ
- 7 協議事項

(1) 議会基本条例の検証について

相原委員長：平成30年3月26日に開催した第1回目の本特別委員会では第15条まで検証を行った。そのまとめを配布しているので、副委員長より説明する。

梅村副委員長：第8条のセミナー参加回数22回→23回に訂正をお願いする。

堀委員：第15条の会議外とは。

梅村副委員長：会議中に提出を依頼したものは含めず、あくまで議長名で資料要求を行ったものという意味。

相原委員長：何か良い表現が思いついたら随時、委員長まで申し出てほしい。

【第16条】

意見なし

【第17条 1～5】

- ・第2項「議会基本条例推進……課題の検討を行った。」→第5項に移動
- ・第3項に、「質疑回数について、会議規則第54条を改正した。」を追記する。
- ・第4項「中小企業振興条例」→「中小企業・小規模事業者振興基本条例」
- ・第4項「委員会」→「財務常任委員会」、「試行的に」は削除、提言の内容も記載する。
- ・第5項に、「委員会条例を一部改正した(正副委員長の辞任要件を追加)」を追記する。
- ・第5項「委員会条例」→「会議規則」

【第18条～第20条】

意見なし

【第21条】

- ・第1項の再掲部分は第17条に併せて修正。
- ・第3項に、第1項 商工会との意見交換会を移動。
- ・第1項に、土岐市の核融合施設に関する請願を継続審査にしたことを追記。
- ・第2項に、「自由討議の機会を増やした。」「請願、陳情に対し、請願人以外の陳述人からも意見聴取を行った。」を追記。

【第22条】

- ・第2項は「48名」

【第23条～第27条】

意見なし

相原委員長：検証は以上。取りまとめの上、レターボックスに配布する。今後、検証を外部にお願いするかは検討事項とする。外部に委託することになれば、様々なデータ作成が必要になる。

黒川委員：自治基本条例検証委員会には、報告ではなく、参考として提供するだけであるので認識を。

(午後3時閉会)